

(別紙 4)

鷹栖町タウンプロモーション推進（ホームページリニューアル）業務委託
プロポーザル審査委員会 審査基準

1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

2. 一次審査（配点：600 点）

審査は鷹栖町タウンプロモーション推進（ホームページリニューアル）業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査会」）において以下のとおり書類審査を行い、上位 5 位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が 300 点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

2.1 基準点（150 点）

- ・ 対象：【別紙 1－2】CMS 機能要件一覧表
- ・ 評価方法
 - (1) 提案 CMS の対応状況を事務局が判定する減点方式とする。
 - ・ 「必須」の項目に×：失格
 - ・ 「推奨」の項目に△・×：該当 1 項目につき減点

2.2 提案評価点（350 点）

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

審査会において、各審査委員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

2.3 価格点 構築費用（50 点）

- ・ 対象：費用見積書（構築費用）
- ・ 評価方法
 - (1) 費用見積書（構築費用）を事務局が採点する。
 - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は 50 点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50 点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

2.4 価格点 保守費用（50 点）

- ・ 対象：費用見積書（保守費用）
- ・ 評価方法
 - (1) 費用見積書（保守金額（4 年間総額））を事務局が採点する。
 - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。
「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」
※1全提案者中最も低い見積価格
※2当該提案者の見積価格

3. 二次審査（配点：400 点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

3.1 プレゼンテーション評価点（400 点）

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法
審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- (1) 日時：令和7年6月下旬予定（別途連絡）
- (2) 場所：鷹栖町役場（別途連絡）
- (3) 出席者：1 提案者 3 名以内（プロジェクトリーダー、メインディレクターは必ず出席すること）
- (4) 実施時間：1 提案者 プレゼンテーション40分以内、質疑応答15分程度
- (5) プレゼンテーションの内容
 - ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
 - ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - ページ作成の基本的な操作方法
 - 特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

- (6)プレゼンテーションの順番：企画提案書を提出した順とする。
- (7)その他：プロジェクター、スクリーンは町で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

4.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1)一次審査を実施し合計点が300点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2)一次・二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

4.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、投票により、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。